

記 者 配 布(発表)資 料

発信年月日:平成29年7月14日

				28/11/2/11/2/11/2/11/2/11/2/11/2/11/2/1		
所属部課		会 長		担当職氏名	連	TEL 0837-29-0041
俵山七段の滝河川 プール管理委員会		岡林	則孝	(事務局) 俵山出張所 坂倉 幸三	絡 先	FAX 0837-29-0047
件名	俵山七段の滝河川プール開きの実施について					

俵山七段の滝河川プール開設にあたり、開設期間中の無事を祈願する安全祈願祭を実施 します。

記

- 1 日 時 平成29年7月20日(木)13:30~
- 2 場 所 俵山七段の滝河川プール (長門市俵山七重区)
- 3 主催者 俵山七段の滝河川プール管理委員会 会長 岡林 則孝(事務局:長門市役所俵山出張所)
- 4 内容 安全祈願祭
 - 神事
 - 玉串奉奠
 - 盃の儀
 - ・来賓あいさつ(長門市副市長)
 - ・管理委員会会長あいさつ

鮎のつかみ取り、遊泳(俵山幼児園園児・俵山小学校児童)

5 参加者 来賓

長門市副市長、長門市関係部課長、山口県萩県民局長、山口県長門土木建築事務所長、地元選出議員(県議、市議)

地元関係者

管理委員会会長、委員、俵山地区自治会長、地区関係団体(10団体)

6 その他 プール開きの際は、俵山地区の園児、児童のみを対象としているため、 それ以外の一般の方、地域外の方の遊泳はできませんのでご注意ください。 ※一般の方の遊泳は7月21日(金)からとなります。

俵山七段の滝河川プールについて

俵山七段の滝河川プールは、七重川の景勝、七段の滝のすぐ近くに位置するプールです。 蛍飛び交う清流を汲み上げて、俵山地区特産の大量の木炭でろ過して使用しています。 幼児用のプールは、かわいいお猿の形をしており、滑り台もあります。

すばらしい自然環境の中で安心して泳いでいただけるアイデアいっぱいのプールです。

【設置主体等】

設置者 山口県

管理者 長門市その他 ・施設

・施設の日常的管理を俵山七段の滝河川プール管理委員会が実施。週2回、プールを排水しての清掃作業を、俵山地区の住民がボランティアで実施。

・植栽管理、除草、開設前の清掃、プール開閉前清掃等の業務を NPO 法 人ゆうゆうグリーン俵山が受託。

【施設概要】

プール 大人用 $25 \text{ m} \times 4 \text{ コース} (25 \text{ m} \times 9 \text{ m} \text{、水深 } 1 \text{ m})$

幼児用 $8 \text{ m} \times 6 \text{ m}$ 、水深 0.3 m

更衣室棟 25.05 m 男子更衣室、女子更衣室

便所棟 31.05 m 男子便所、女子便所、多目的便所

植栽 ナンキンハゼ 7本、ヤエザクラ 2本、シダレザクラ 2本

ドウダンツツジ 541本、サツキ 128本

駐車場 約20台

【開設期間等】

開設期間 平成29年7月21日(金)~平成29年8月31日(木)

使用時間 午前10時~午後4時

使用料 無料 駐車料 無料 監視員 無し

【使用にあたっての注意】

- ・プール使用前に、使用簿に記名すること。
- ・乳児、児童は必ず保護者または引率者のもとで遊泳させること。
- ・監視員がいないので、遊泳の際には、安全に関して各自十分に注意すること。
- ・ 事故防止のため、準備体操を十分すること。
- ・施設及び器具を大切に使用すること。
- ・プール周辺は清潔にして、ゴミ等は各自持ち帰ること。
- バーベキュー、キャンプ等は禁止すること。
- 管理委員会は、プール使用に際しての事故に対しては一切責任を負わないこと。
- ・その他のプール使用に関する事項については、管理委員会の指示に従うこと。